

文教大学大学院科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第48条に規定する科目等履修生の取扱いについては、この規程に定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとし、その履修期間は入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き履修を希望するときは、在留資格「留学」で我が国に在留する予定の者を除き、許可を得て1年以内の期間に限り延長することができる。

(出願資格)

第3条 修士課程の科目等履修生として出願することができる者は、学則第19条第1項に規定する各号のいずれかに該当する者とする。

2 博士後期課程の科目等履修生として出願することができる者は、学則第19条第2項に規定する各号のいずれかに該当する者とする。

第4条 入学後に在留資格「留学」を有してわが国に在留する予定の者が、科目等履修生に出願する場合は、前条第1項又は第2項に規定するもののほか、次の要件を全て満たすこととする。ただし、本学大学院を修了した者及び出願時に修了見込がある者を除く。

(1) 日本語能力試験N1レベル相当以上であること。

(2) 当該学期末までの在留資格を有していること。

(3) 入学する前年度に、他大学院等で科目等履修生又は研究生その他の非正規学生として在籍していないこと。

(科目等履修の範囲)

第5条 科目等履修を願い出ることができる授業科目は、出願する課程に開講されている科目のみとする。ただし、通常の授業に支障がないと認めた科目に限る。

(出願書類)

第6条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に別に定める検定料を添えて指定の期日までに願い出なければならない。ただし、第5号及び第6号の書類は、第4条の出願者のみが提出するものとする。

(1) 科目等履修願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（本学所定のもの）

(3) 健康診断書（本学所定のもの）

(4) 最終学校の修了証明書

(5) 在留カードの写し（両面）

(6) 日本語能力試験N1レベル相当以上の日本語能力を有することを証する資料

(選考)

第7条 志願者の選考は、書類審査又は面接の結果に基づき、研究科教授会において合否を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期間内に所定の書類を提出するとともに、定められた費用を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に対して、科目等履修生として入学を許可し、科目等履修生証を交付する。

(費用)

第9条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定められた登録料及び授業料を納付しなければならない。

2 実験、実習、教材等に要する費用は、別に徴収する。

3 既納の検定料、登録料、科目等履修料等は、理由のいかんを問わず返付しない。

(科目等履修単位数)

第10条 科目等履修生が1年間に履修できる科目の総単位数は、15単位以内とする。

(科目等履修許可の取消し)

第11条 科目等履修生が本人の都合により学期の途中で科目等履修を取り止める場合は、その旨を速やかに届け出て、科目等履修生証を返却しなければならない。

2 科目等履修生が大学の秩序を乱したり、授業の妨げとなる行為があると認められたときは、直ちに科目等履修の許可を取り消す。

(単位の認定)

第12条 科目等履修生は、履修科目の定期試験を受験することができる。

2 定期試験に合格した者には、その単位を認定する。

(証明書の交付)

第13条 科目等履修を修了した者から科目等履修について証明の請求があったときは、単位修得証明書を交付することができる。

(委託科目等履修生)

第14条 官庁、学校その他の機関から科目等履修生の委託を受けたときは、本規程を準用する。

(諸規程の準用)

第15条 この規程に定めのない事項については、学則その他の規程を準用する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。